

# うきは市農業委員会第30回総会議事録

〔開催日時〕 令和2年8月11日（火）午後1時30分から

〔開催場所〕 るり色ふるさと館

〔議事日程〕

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について
- 議案第5号 非農地判断について

- 報告第1号 永小作の解約通知について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報告第3号 公共事業に関する農地の一時転用届について
- 報告第4号 土地改良届について
- 報告第5号 耕作台帳名義人変更届について
- 報告第6号 農地法第4条許可取下について

（出席委員）

- |         |     |        |     |        |  |
|---------|-----|--------|-----|--------|--|
| 会長      | 16番 | 佐々木 芳幸 |     |        |  |
| 会長職務代理人 | 15番 | 中村 稔   |     |        |  |
| 委員      | 1番  | 赤司 正光  | 9番  | 堀江 清成  |  |
|         | 2番  | 山下 保則  | 10番 | 竹石 正芳  |  |
|         | 3番  | 吉瀬 正毅  | 11番 | 樋口 美智子 |  |
|         | 4番  | 石井 好人  | 12番 | 堀江 裕一郎 |  |
|         | 6番  | 佐藤 景一  | 13番 | 樋口 健次  |  |
|         | 7番  | 尾花 里美  | 14番 | 佐藤 春義  |  |
|         | 8番  | 梶村 輝明  |     |        |  |

（農業委員会職員）

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第30回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしく願いいたします。

議長 本日の議事録署名人は6番員と7番委員です。よろしく願いします。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。申請地はすでに譲受人が平成16年より事業所として使っておりますが、それ以前から現在のような状態でした。ですので、今回整理をしようという事で始末書付きの申請になっております。皆様のご審議をよろしく願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3番 先ほどの説明の通りです。譲渡人は農地であることを知らなかったようで、譲り渡人の亡き父親の時に現在の状態にしてしまったという事でした。皆様のご審議をよろしく願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。自己用住宅と剣道場を建てるという計画です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 先ほどの説明の通りです。周りも宅地に囲まれてますので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 1 上程)

事務局

(議案 2 - 1 説明・朗読)

議長

それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長

申請地は既に農振除外も終わっておりますので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

6 番

申請地は中崎公民館の近くです。中崎地域では地域活動が活発に行われておりますが、公民館の近くに駐車場が無く、一番近いところで700m先の小塩小学校でしたので今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1 2 番

今回転用部分については申請者が駐車場として貸し出すという事ですが、残地につきましてはどのようになりますか？

事務局

残地につきましては、申請前は利用権設定をしておりましたが、今回の申請で解約しておりますので、11月の申請で再度利用権設定を行うという事です。

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可相当とし県の方に進達します。

議長

引き続き議案 2 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 2 上程)

事務局

こちらの案件は先月の総会で一度上がっていた案件になります。しかし、都市計画準備課との協議が不十分だったため、一度取り下げて今回再度申請という事です。

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

8 番

先ほどの説明の通りです。都市開発準備課とのセットバックの協議が不十分で測量をやり直す必要があるため、再度申請という事です。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

賛成多数という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長

続きまして議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 1 上程)

事務局

(議案 3 - 1 説明・朗読)

議長

それでは私が担当ですので説明いたします。

16 番

申請地は現在荒廃農地となっており、近隣からもどうかしてほしいとの声が

上がっておりました。しかし、所有者は遠方にお住まいという事で管理が困難なため、隣の所有者である譲受人が譲り受けて管理していくとの事でした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で、許可とします。

議長 引き続き議案3-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-2上程)

事務局

(議案3-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

6番 場所は小塩の大持という集落の奥の方になります。譲受人は兼業農家として現在も耕作しておりますが、今年、旦那さんが退職され専業農家としてやっていくとの事で、営農拡大という事です。申請地も最近では管理が行き届いていない様な状態でしたのでいい機会ではないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 譲受人は現在、筑紫野市にお住まいとの事ですが、通作距離の問題は心配ないのでしょうか？

6番 現在、うきは市の方に移住を考えており、物件を探しているとの事です。小塩に住みたいとも仰っておりました。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-3上程)

事務局

(議案3-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2番 譲受人は現在も申請地を耕作しており、今回正式に所有権を移すという事です。譲受人は下限面積をクリアしておりませんが、申請地は入り口が無く、譲受人でないと耕作できないという事で例外規定に該当します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 4 を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案 3 - 4 上程)

事務局 (議案 3 - 4 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

13 番 譲渡人が本業の方が忙しいので手が回らないという事で今回の申請に至ったという事です。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 4 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 5 を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案 3 - 5 上程)

事務局 (議案 3 - 5 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

10 番 現在、申請地の一部は譲受人宅への進入路となっており、その部分を分筆して取得すると一緒に残った農地もという事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 5 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 6 を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案 3 - 6 上程)

事務局 (議案 3 - 6 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 譲受人は既に申請地を借りて耕作しており、管理の方もきちんとなされており、また、今後は加工品などにも取り組んでいきたいという事でした。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

16 番 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12 番 耕作面積が今回の取得農地を合わせると 4000 m<sup>2</sup>を超えていると思いますが、作物はすべて桃ですか？ そうだとすると、かなり大変だと思いますが。

事務局 いいえ、桃と柿を作付けしており、合計がこの数字です。

12 番 営農計画の様式を見直し、更に精査する必要があると思います。

議長 事務局と検討します。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-6 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3-7 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-7~11 上程)

事務局 (議案 3-7~11 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15 番 福益の申請地は荒廃農地となっておりましたが整地をして、野菜を作るとの事です。

14 番 山北の申請地につきましても本人を含め作業を頑張っているようです。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12 番 ブドウを作るにあたって、消毒は必須だと思うのですが、防除について何か聞いておられますか？

議長 実がなっている木には袋がかかっているのが見受けられましたので、防除も行われていると思われま。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-7~11 に賛成の方は挙手を求めます。

議案 3-7 全員賛成という事で許可とします

議案 3-8 賛成多数という事で許可とします

議案 3-9 全員賛成という事で許可とします

議案 3-10 全員賛成という事で許可とします

議案 3-11 賛成多数という事で許可とします

議長 引き続き議案 3-12 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-12 上程)

事務局 (議案 3-12 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3 番 先ほどの説明の通りです。譲受人は施設に入所しておりますので、耕作は困難という事でした。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-12 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3-13 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-13 上程)

事務局 (議案 3 - 1 3 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1 3 番 先ほどの説明の通りです。譲受人と譲渡人は親族関係であり、譲渡人が耕作が難しいという事で所有権移転に至ったとの事です。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 1 3 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 1 4 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 1 4 上程)

事務局 (議案 3 - 1 4 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4 番 先ほどの説明の通りです。譲受人は譲渡人の家と農地を一緒に購入するとの事で、こちらの農地は今度購入する宅地を通らないと畑に入れないという事で、下限面積は満たしておりませんが、譲受人でないと耕作ができない為、例外規定による申請となっております。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4 番 例外規定はどのようなものがあるのですか？

事務局 場所や形から、その者でないと耕作できない場合や、農業委員会の斡旋に基づく交換の場合等があります。

事務局 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 1 4 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (所有権移転) についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第 4 号上程)

事務局 (議案 4 - 1 ・ 2 説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 4 号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とし、うきは市長に報告します。

議長 続きまして議案第 5 号 非農地判断についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 5 - 1 上程)

事務局 (議案 5 - 1 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2 番 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 5 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 引き続き議案 5 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 5 - 2 上程)

事務局 (議案 5 - 2 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。小屋が宅地と農地をまたぐように建っており、壊すわけにもいかないからとの事での申請です。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

7 番 先ほどの説明の通りです。小屋が建って 20 年以上も経過していることでもありますので、仕方ないのではないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 5 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 引き続き議案 5 - 3 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 5 - 3 上程)

事務局 (議案 5 - 3 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

8 番 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 5 - 3 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。



議長 引き続き議案5-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案5-4上程)

事務局 (議案5-4説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。宅地の真ん中に農地が残っているような状態ですので、やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

10番 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入りたいと思えます。質疑のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案5-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 引き続き議案5-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案5-5上程)

事務局 (議案5-5説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。自宅への通路という事ですので仕方ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

10番 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案5-5に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 引き続き議案5-6を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案5-6上程)

事務局 (議案5-6説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地は基盤整備している農地の真ん中に家が建っており、その北と南側2筆です。基盤整備をする際にできた残地だと思えますので、やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案5-6に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 それでは報告に移ります。事務局説明をお願いします。

(報告第1～6上程)

事務局

(報告第1～6説明・朗読)

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印